

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2014.6. Vol.52

# 顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所  
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101  
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

## < 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・①『長らく稼働していない会社を解散させたい』  
②『祖母 → 父・後妻 → 子へと財産をつないだ遺言書作成案件』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所  
Change&Revival 株式会社  
代表 銚立 榮一朗  
事業承継アドバイザー ECA  
宅地建物取引主任者  
ビジネス法務エキスパート◎  
1974年生れ おひつじ座 B型  
趣味：キャンプ、登山、サッカー

## <ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

遅ればせながら、当事務所の併設会社、Change&Revival 株式会社（チェンジアンド リバイバル）のホームページを開設しました。

当社では、行政書士業務の枠に収まらないクライアントニーズの受け皿として、経営アドバイザー事業と財産コンサルティング事業を行っています。

融資につながった財産コンサルティング事例も増えてきています。ぜひ一度ご覧ください！ → <http://www.hokodate-eiichilaw.com>



## <サポート事例>

### ①『長らく稼働していない会社を解散させたい』

取引先信用金庫職員様のご案内で Y 様とはじめて面談したのは、今から約3年前のことでした。

Y 様の亡きご主人様は、地元で不動産会社を営まれていたそうです。

8年前、ご主人様に相続が発生。その際、顧問税理士の主導で相続手続きが行われ、気がついたら、奥様である Y 様がその会社の取締役になっており、同時に、ご主人様から会社に対する貸付金6700万円をY様が相続したことになるという事でした。

その会社は現在に至るまでほとんど稼働してお

らず、何度も顧問税理士に「会社をなくしたい」と相談したそうですが、「会社を活用して貸付金を返してもらえばいい。なくす必要はない」と言われ、会社を活用する気がまったくないY様は、毎年確定申告時期に無駄に税理士報酬と法人住民税を支払っているとのことでした。

当事務所では、「会社の解散登記はもちろんできますが、Y様から会社に対する貸付金6700万円の処理に税務上の判断が関わってくるので、顧問税理士さんと打合せをさせてください」とお話しさせていただきました。

それから間が空き、3年後の今年2月のこと。

「顧問税理士には辞めてもらうから、会社をなく

つづき↓

### ＜サポート事例＞

す手続きをしてほしい」とY様からご連絡をいただきました。あれから何度も顧問税理士に「会って話をしたい」と言ってきたが、向こうが会おうとしないから、「もうこちらで全部やるから辞めてもらう」と話をつけたとのこと。そこでパートナー税理士を同行し、再びY様のご自宅で面談することになりました。

ポイントは、Y様から会社に対する貸付金6700万円の処理。Y様が会社に対して貸付金を放棄すると、会社に債務免除益が計上されて多額の税金が発生してしまいます。

面談時に直近の確定申告書を拝見させていただいたところ、会社は、貸付金とほぼ同額の債務超過の状態になっていることが分かりました。

債務超過の額までの債務免除益であれば、法人に所得は発生しません。この状態のまま解散登記をしても税務上問題がない旨、パートナー税理士から説明をさせていただきました。

その後、当事務所ではパートナー司法書士と連携して解散及び清算人選任登記を実施。先月末に無事、パートナー税理士による解散確定申告が完了しました。

Y様は現在73歳。会社への貸付金を整理しないまま万が一相続が発生していたら、相続税の負担が想定以上に増えてしまうところでした。

現在当事務所では、引き続きY様の公正証書遺言作成のサポートをしております。

### ＜サポート事例＞

#### ②『祖母 → 父・後妻 → 子へと財産をつないだ遺言書作成案件』

約1年半前、当事務所の併設会社 Change & Revival 株式会社において、『自宅兼事務所の建築資金調達を目的とした財産コンサルティング』を実施しました。（『顧客相談サポート通信』2013.1. Vol.35 のサポート事例でご紹介した案件です。）

本案件は、当初、「祖母名義の土地の上に孫が建物を建てたい」という内容の相談でしたが、将来の相続対策を踏まえて、ご祖母様から、一旦お客様のお父様とその後妻様（ご祖母様の長男と養女）に土地を生前贈与し、共有名義とし

た土地の上にお客様が建物を建てるスキームを提案。取引先信用金庫様に融資を実行していただき、無事、自宅兼事務所が建った案件です。（※相続時精算課税制度を長男と養女の二人で選択）

その後当事務所では、特別養護老人ホームに入居しているご祖母様の公正証書遺言の作成をサポート。引き続き先月、お父様と後妻様の公正証書遺言の作成をサポートさせていただきました。

これで、祖母 → 父・後妻 → 子（二男）へと財産をつなぐ道筋がつかまりました。

クライアントご家族には、これからも幸せに暮らして欲しいと心から願っております。

### ＜編集後記＞

昨年購入し、あまり効果的に活用できていなかったルームランナー。最近ようやく毎日使うようになってきました。今実践しているのは、「朝6時に起床 → 自宅から徒歩1分の事務所にてルームランナーを30分使用 → 一旦帰宅し、シャワーと朝食 → 再度事務所へ出勤」という生活リズム。ついつい晩酌してしまう夜よりも、朝の時間帯の方が習慣化できそうです。この調子で頑張ります！

行政書士 鉾立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いをしております。

#### ＜主要業務＞

##### ■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買  
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

##### ■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り  
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

##### ■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナー等の講師  
についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っているお客様がいる
- 経営の問題で困っているお客様がいる
- お客様の問題を解決して、融資につなげたい

お気軽に  
ご連絡ください！

行政書士  
**鉾立榮一朗事務所**  
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE  
**Change&Revival 株式会社**  
宅地建物取引業免許 東京都知事 (1) 第94647号

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> 鉾立 事務所 検索

相談業務に役立つ小冊子  
『間違いのない遺言書  
の書き方 5つのチェックポイント』  
無料進呈中

※営業店異動の際は、お手数ですが当事務所までご一報ください！